

別 紙

1. 令和2年3月2日、4月15日、5月28日と3回にわたり新型コロナウイルス感染拡大における居宅支援の臨時的な取り扱いについて質問し回答を得ているが、令和3年8月現在同様の解釈としていくことでよいか確認したい。

回答 新型コロナウイルス感染症については、いまだ収束が見通せず厳しい状況が続いております。したがって、令和2年3月2日（甲州介第1093号）、令和2年4月15日（甲州介第120号）および令和2年5月28日（甲州介第212号）によりお答えした内容については取扱いを継続することとします。

ただし、令和2年3月2日（甲州介第1093号）の回答において、

『2・対象期間

令和2年3月31日まで、令和2年4月以降の取扱いについては期間終了時点の状況により判断します。』

と回答した部分については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間または厚生労働省から新たに方針が示されるまでの間とします。